

## 名古屋市外国人介護人材育成支援事業助成金交付要綱

### (通則)

第1条 名古屋市外国人介護人材育成支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関しては、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

### (目的)

第2条 この要綱は、助成金を交付することにより、第3条第1項に規定する対象事業所における在留外国人従業者の日本語教育にかかる費用の負担軽減を図ることを目的とする。

### (対象事業所)

第3条 助成金の交付対象となる事業所（以下「対象事業所」という。）は、市内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する指定（法第71条第1項の規定により指定があったものとみなす場合を除く。）、法第42条の2第1項に規定する指定、法第46条第1項に規定する指定、法第48条第1項第1号に規定する指定、法第53条第1項に規定する指定、法第54条の2第1項に規定する指定、法第58条第1項に規定する指定、法第94条第1項に規定する許可、高齢者の居住の安全確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定する登録を受けた事業者又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する届出を行った事業者が運営する事業所のうち、次の第1号から第7号に掲げるサービスのいずれかを行う事業所又は第8号、第9号に掲げる施設とする。

(1) 法第8条第1項に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護（以下「居宅サービス」という。）

(2) 法第8条第14項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービス（以下「地域密着型サービス」という。）

(3) 法第8条第24項に規定する居宅介護支援

(4) 法第8条第26項に規定する介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス又は旧法第8条第26項に規定する介護療養施設サービス（以下「施設サービス」という。）

(5) 法第8条の2第1項に規定する介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護（以下「介護予防サービス」という。）

(6) 法第8条の2第12項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「地域密着型介護予防サービス」という。）

(7) 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援

(8) 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム

(9) 高齢者の居住の安全確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅

### (対象事業)

第4条 市長は、身分又は地位に基づく在留資格（特別永住者を含む。）の外国人従業者（介護関係業

務に従事する者に限る。以下「従業者」という。)について対象事業所が実施する日本語の習得を支援する事業のうち、次に掲げる有資格者のいずれかが講師として行う講座等を受けるために必要な経費を補助する事業(以下「対象事業」という。)に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。ただし、第8条に定める交付決定を受けた日から当該年度3月31日までの間に実施した対象事業に限る。

(1) 大学又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の過程を修了した者

(2) 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

(3) 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者

(4) 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者

2 前項に規定する対象事業において、従業者が過去に本助成金の交付に基づき講座等を受けている場合、当該講座等よりも、より高い日本語能力を得るためのものを受ける場合についてのみ助成の対象とする。なお、前年度に交付決定を受けた対象事業に継続して年度当初より対象事業を実施する場合は、この限りではない。

3 第1項に規定する対象事業のうち、他の助成金等の支給を受けているものについては助成の対象としない。

#### (対象経費)

第5条 助成金の交付対象経費(以下「対象経費」という。)は、対象事業所が負担するもののうち、前条第1項の講座等を提供する教育機関の定める入学金及び受講料とする。

#### (助成金額)

第6条 助成金の交付額(以下「助成金額」という。)は、対象経費に4分の3を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)とし、その額が助成限度額(従業者一名につき一年度あたり50,000円とする。以下「限度額」という。)を超える場合にあっては、限度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定において、前年度に交付決定を受けた対象事業に継続して年度当初より対象事業を実施する場合は、従業者一名につき50,000円から当該継続した対象事業について前年度に交付決定を受けた額を減じて得た額を当該対象事業の限度額とする。

#### (助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付申請をしようとする事業者(対象事業所を運営する法人をいう。以下「申請者」という。)は、対象事業所ごとに、名古屋市外国人介護人材育成支援事業助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、対象事業の開始前までに市長に提出しなければならない。ただし、次の第3号に掲げる講師に変更が生じた場合は、変更後の講師の氏名及び資格が確認できる書類を再度市長に提出することとする。

(1) 外国人介護人材育成支援事業計画書(様式第2号)

(2) 対象事業の内容及び当該経費が分かる書類

(3) 対象事業において受ける講座等の講師の氏名及び資格が確認できる書類

(4) 従業者の在留資格が確認できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、助成金交付の可否を決定し、その旨を名古屋市外国人介護人材育成支援事業助成金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更及び中止)

第9条 前条の規定による助成金の交付決定を受けた申請者は、対象事業の内容を変更(ただし、対象経費に変更が生じるものに限る。)し又は対象事業を中止しようとするときは、変更(中止)事由が発生した日から起算して14日以内に名古屋市外国人介護人材育成支援事業変更(中止)申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。なお、変更の場合は、次に掲げる書類を添付し、対象事業の開始前までに提出することとする。

(1) 事業の変更内容及び当該経費が分かる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による対象事業の変更又は中止の申請があったときは、市長は助成金の交付決定の変更の決定又は助成金の交付決定の取消しを行い、その旨を名古屋市外国人介護人材育成支援事業助成金交付決定額変更通知書(様式第5号)又は名古屋市外国人介護人材育成支援事業助成金交付決定取消通知書(様式第6号)により申請者へ通知する。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、補助金の交付決定を受けた申請者がその旨を記載した書面を市長に提出して行うものとする。

2 規則第8条第1項に規定する期日は、補助金の交付決定を受けた申請者が第8条の規定による通知を受けた日から14日を経過した日とする。

(事業実績報告)

第11条 助成金の交付決定を受けた申請者は、交付決定を受けた対象事業が全て完了した日から起算して20日以内若しくは当該年度3月31日のいずれか早い日までに名古屋市外国人介護人材育成支援事業完了報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

(1) 修了証の写し等事業の実施内容が分かる書類

(2) 対象経費を事業所が支出したことを証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の確定及び交付)

第12条 市長は、前条の規定により事業実績報告を受けたときは、その内容を審査した上で助成金額を確定し、申請者に助成金を交付する。

2 市長は、前項の審査において、対象経費が交付決定時を下回る事が確認された場合、助成金額を減額するものとする。この場合においては、名古屋市外国人介護人材育成支援事業助成金交付額変更通知書(様式第8号)により、変更後の金額を申請者へ通知する。

(助成金の流用禁止)

第13条 申請者は、この要綱により交付される助成金を、対象事業の実施に要した費用に充てるものとし、それ以外の目的に流用してはならない。

(交付決定の取消等)

第 14 条 市長は、助成金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取消し、既に交付した助成金がある場合には、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 事業を実施する意思が認められないとき。
- (2) 事業を完了する見込みがないとき。
- (3) 助成金の交付決定の条件に反する行為があったとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (6) その他助成金の交付決定を取消し、又は助成金を返還させることが適当と認められるとき。

(書類の整備)

第 15 条 助成金の交付を受けた者は、当該対象事業に係る書類を事業完了後 5 年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。